

判例研究

海外渡航の自由に関する最近の裁判例 (東京地方裁判所令和4年11月24日判決)

大 塚 翔 吾

第1 事実の概要

本稿で扱う東京地方裁判所令和4年11月24日判決・LEX/DB搭載(控訴審:東京高等裁判所令和6年2月2日判決・判例集未搭載、上告審:最高裁判所令和6年7月31日決定・判例集未搭載。以下、合わせて「本裁判例」という。)は、原告が外務大臣から一般旅券の発給を拒否されたことに対し、その処分が違法であるとし、取消しを求めるとともに損害賠償金の請求を行った事案である。

旅券法の規定によれば、一般旅券の発給を受けるには所定の書類を提出し、外務大臣は一定の条件に該当する者に対して発給を拒否することができる。そして、同法13条1項各号のいずれかに該当する場合には、外務大臣は、一般旅券の発給をしないことができる。同項7号は、「前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」と定めている。

本裁判例の原告は、よど号ハイジャック事件の実行犯の妻である。同事件は1972年に発生し、乗客を人質にして北朝鮮に亡命したもので、関連する他の実行犯の妻たちと共に「よど号グループ」と呼ばれている。原告は北朝鮮に渡航後に同事件の実行犯と結婚し、子供をもうけたが、北朝鮮工作員と接触しているとの理由で旅券返納を命じられた上で、旅券法違反で逮捕状が発付された。帰国した原告は旅券法違反で逮捕、起訴され、懲役刑判決を受けた。

その後、原告は北朝鮮にいるよど号グループの夫と面会し、夫を含めたよど号グループの帰国を協議するために北朝鮮に渡航しようと考え、一般旅券発給申請をしたが、外務大臣は法務大臣との協議の結果、原告が旅券

法に基づく発給拒否の対象に該当するとの認識を持ち、一般旅券の発給を拒否する処分を行った。この際の一般旅券発給拒否通知書には、「処分の理由」として、日本人拉致事件に関与したとして国際手配中の者を含む、よど号ハイジャック事件の実行犯及びその妻からなる集団と密接な関係を維持していることやこれまでの国内外における行動等という理由から、旅券法第13条第1項第7号に定める「著しく、かつ、直接に日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当することが記載されていた。

このような処分に不服の原告は、一般旅券発給を求める審査請求を行なったものの棄却されたので、一般旅券拒否処分の取り消しを求めて訴訟を提起した。

第2 判決の要旨

1 一審判決（東京地方裁判所令和4年11月24日判決・LEX/DB搭載）

「憲法22条2項が保障する海外渡航の自由（最高裁昭和29年（オ）第898号同33年9月10日大法廷判決・民集12巻13号1969頁、最高裁昭和57年（行ツ）第70号同60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁参照）は、精神的自由に資する面があるとしても、精神的自由そのものではなく、その性質上、国際関係における日本国の利益や公安を守るなど公共の福祉のために合理的な制限に服する」。

「そして、日本国の利益や公安を害する行為としては多種多様なものが想定される上、いかなる行為がこれに該当するかは日本と渡航先国との関係のみならず、その時々国際情勢や関係各国の国内状況等にも左右され得るものであるから、その一次的な判断について、我が国の外交を統括し、変転する国際情勢や関係各国の国内状況等について専門的な知識や知見を有する外務大臣の裁量に委ねることには一定の合理性がある」。

「そうすると、旅券法13条1項7号は、海外渡航の自由に対し、公共の福祉のための合理的な制限を定めたものとみることができ、これが不明確で文面上違憲・無効であるということとはできない（前掲最高裁昭和33年9月10日大法廷判決、前掲最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決参

照)。」

上記のとおり、「旅券法 13 条 1 項 7 号該当性の判断については、外務大臣に一定の裁量権が与えられているものと解される。そして、外務大臣が同号により一般旅券発給拒否処分をした場合において、裁判所は、その処分当時の旅券発給申請者の地位、経歴、人柄、その旅行の目的、渡航先である国の情勢及び外交方針、外務大臣の認定判断の過程、その他これに関する事情をしんしゃくした上で、当該処分が同号により外務大臣に与えられた権限をその法規の目的に従って適法に行使したかどうかを判断すべきものである（最高裁昭和 37 年（オ）第 752 号同 44 年 7 月 11 日第二小法廷判決・民集 23 卷 8 号 1470 頁参照）。」

「海外渡航の自由は精神的自由とは異なるものであり、」旅券法 13 条 1 項 7 号は、「海外渡航の自由に対し公共の福祉のための合理的な制限を定めたものとして憲法に適合する」。したがって、旅券法 13 条 1 項 7 号の要件を「その文言にかかわらず更に加重すべき」という原告の主張は「採用することができない。」

2 控訴審判決（東京高等裁判所令和 6 年 2 月 2 日判決・判例集未搭載）

上記一審判決をほぼそのまま踏襲し、「海外渡航の自由は思想の自由や表現の自由といった精神的自由とは異なる」ことを理由に旅券法 13 条 1 項 7 号の合憲性を認めた。

3 上告審決定（最高裁判所令和 6 年 7 月 31 日決定・判例集未搭載）

上告理由にあたらぬ等として、上告を棄却するとともに上告を受理しない旨の決定をした。

第 3 判決の評価

1 はじめに

海外渡航の自由は、以下で述べるように、経済的自由権の性質のみならず、人身の自由権の性質、精神的自由権の性質、そして自然権の性質をも有する重要な人権であることからすると、「日本国の利益または公安を害するおそれ」との不明確な要件を規定する旅券法 13 条 1 項 7 号自体はそもそも文面上違憲の疑いが強い。そうであるにもかかわらず本裁判例は、

「海外渡航の自由は思想の自由や表現の自由といった精神的自由とは異なる」と同自由の重要性を軽視し、「旅券法 13 条 1 項 7 号は、海外渡航の自由に対し、公共の福祉のための合理的な制限を定めたものとみることができ、これが不明確で文面上違憲・無効であるということはできない」と判示している。

また、仮に旅券法 13 条 1 項 7 号が文面上違憲とまではいえないとしても、上記海外渡航の自由の重要性を考慮すると、同号の適用は、「害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する」かや「必要やむを得ない限度」かなどといった厳格な審査基準においてのみ認められると考えられる。そうであるにもかかわらず、本裁判例は、外務大臣の広範な裁量に基づき、旅券の発給を受けようとする者の渡航自体により著しくかつ直接に日本の利益又は公安を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある場合かなどという緩やかな判断基準で一般旅券発給拒否処分を合憲と判断している。

以下では、海外渡航の自由の意義について論じ、本裁判例が憲法解釈として不当な判断であることを示したい。

2 海外渡航の自由の意義

(1) 本裁判例の根本的な問題点は、海外渡航の自由が、経済的自由のみならず、精神的自由や人身の自由としての性質をも有し、さらには自然権としての性質を有するという複合的な性格を持つ重要な人権であることを「思想の自由や表現の自由といった精神的自由とは異なる」などと軽視している点にある。

以下ではこのような海外渡航の自由が複合的な性格を持つ重要な人権であることについて整理する。

(2) 海外渡航の自由は経済的自由権としての性質に「とどまらず、多面的複合的な性格を有する」基本的人権であるといわれる。「すなわち、一つは、合理的理由のない権力による強制居住ないし強制移転を排除し、各人の自由意思による居住地の選択・移動を可能にする点で、自由権の基礎とも言うべき人身の自由とも密接に関連している」⁽¹⁾ といわれる

(1) 芦部信喜『憲法学Ⅲ』565 頁

のである。

そして、重要なのは「自己の自由な選択に基づき様々な事物に接し、多くの人々との間で対話ないし情報交換を行い、知的な接触の機会を持つことによって、表現の自由を支える価値として説かれる自己実現や自己統治の機能に資する点で、精神的自由と関わる」⁽²⁾ という点である。

- (3) 海外渡航の自由がこのような複合的多面的性格を有するという点については、本裁判例でも引用されている最高裁 1985 年（昭和 60 年）1 月 22 日判決民集 39 卷 1 号 1 頁（以下、「1985 年（昭和 60 年）最高裁判決」という。）の伊藤正己裁判官の補足意見でも述べられている。

伊藤裁判官は、「今日では、国の内外を問わず自由に移動することは、単なる経済的自由にとどまらず人身の自由ともつながりを持つことを述べた上で、さらに、「他の人びととの意見や情報の交流などを通じて人格の形成に役立つという精神的自由の側面をも持つ」と、海外渡航の自由が経済的自由、人身の自由、精神的自由の側面を有する点を指摘しているのである。

- (4) 着目すべきなのは、近時の裁判例でもこの点が指摘されていることである。旅券発給拒否処分を取り消した東京地方裁判所 2024 年（令和 6 年）1 月 25 日判決 LEX/DB 搭載（以下、「2024 年（令和 6 年）東京地裁判決」という。）は、「海外渡航の自由は、憲法 22 条 2 項によって保障される基本的人権である」とした上で、「今日では、海外渡航の自由は、単なる経済的自由にとどまらず、人身の自由ともつながりを持つことを指摘している。そして、上記伊藤裁判官補足意見と同様に「海外における人々との交流をはじめとする様々な体験及び活動や、知識及び情報の獲得、発信等を通じ、個人が自己の人格を発展させる」と指摘し、人格の形成・発展に寄与することから精神的自由の側面を持つことを指摘している。また、同判決は、上記伊藤裁判官補足意見での指摘をさらに進め、「民主主義社会における意思形成に参画し、これに寄与する契機にもな」という社会的な価値を有することを精神的自由権の側面を持つことの理由として指摘している。

(2) 前掲・芦部『憲法学Ⅲ』565 頁

以上のとおり 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決は、海外渡航の自由の複合的性格とりわけ精神的自由の側面を有する点を明確に認めているのである。

- (5) さらに考察を進めると、「海外渡航の自由は、旅行の自由、移動の自由、活動の自由へと展開する。この活動の自由は、生命、身体の自由について人間に必要不可欠であり、人格的自律へとつながり、国家に優先し最大限の尊重を求めることができる自然権である」⁽³⁾とも指摘される。

このような自然権としての性質を有することを加味すると、海外渡航の自由は、憲法理念の原点たる「個人の尊厳とも直結し得る」⁽⁴⁾重要な人権といえるのである。

- (6) このように海外渡航の自由は、経済的自由としての側面のみならず、自由権の基礎といえる人身の自由、精神的自由権的側面、さらには憲法理念の原点といえる個人の尊厳（憲法 13 条前段、24 条 2 項）と直結する自然権としての性質をも有する重要な人権といえる。

3 海外渡航の自由に対する制約の審査基準

上記のように海外渡航の自由は、精神的自由や自由権の基礎といえる人身の自由、そして、生命・身体の自由に次いで人間に必要不可欠であり、人格的自律へとつながり、国家に優先し、最大限の尊重を求めることができる自然権としての側面を持つ重要な人権であるといえる。

そして、近年のグローバル化時代においては、精神的自由としての側面を重視する重要性が特に増している。近時の裁判例である前掲 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決でも、先述のとおり「今日では、海外渡航の自由は、…海外における人々との交流をはじめとする様々な体験及び活動や、知識及び情報の獲得、発信等を通じ、個人が自己の人格を発展させるとともに、民主主義社会における意思形成に参画し、これに寄与する契機にもなり、精神的自由の側面をも持つ」と判示している。これは「今日では」から始

(3) 日笠完治「海外渡航の自由と旅券発給の拒否—帆船計事件」憲法判例百選Ⅰ（第5版）237 頁

(4) 穴戸常寿『注釈日本国憲法(2)』477 頁

まる通り、現代における海外渡航の自由の精神的自由としての側面を重視しているのである。

海外渡航の自由がこのような精神的自由の側面や自然権的側面をも有する重要な人権であることを踏まえて、その制約の合憲性を判断しなければならない。この点について前掲 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決は、本裁判例が述べるような「公共の福祉のために合理的な制限」かというような緩やかな基準は採用せず、海外渡航の自由の前述のような「基本的人権としての性質」を考慮して、その「制約は、合理的」といえるだけでなく「必要やむを得ない限度のもの」とまでいえない限り許されないという比較的厳格な審査基準を採用しているのである。

4 文面上違憲（漠然性ゆえに無効）であること

- (1) 精神的自由権を制約する立法は明確であることが求められる（明確性の理論）。とりわけ、表現の自由と関係する制約立法については、本来許されるはずの表現までも許されないとして萎縮するという効果を理由に「高度の明確性が要求される」のである⁽⁵⁾。

そして、海外渡航の自由は、「多くの人々との間で対話ないし情報交換を行い、知的な接触の機会を持つことによって、表現の自由を支える価値として説かれる自己実現や自己統治の機能に資する点で、精神的自由と関わる」⁽⁶⁾ という意味を持つ。

この点について 1985 年（昭和 60 年）最高裁判決伊藤裁判官補足意見では、海外渡航の自由は「他の人びととの意見や情報の交流などを通じて人格の形成に役立つ」という自己実現の価値を有すると指摘している。そして、前掲 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決では、上記伊藤裁判官補足意見での指摘にとどまらず、海外渡航の自由には、表現の自由の重要性を裏付ける価値として説かれる「個人が自己の人格を発展させる」価値たるいわゆる自己実現の価値のみならず「民主主義社会における意思形成に参画し、これに寄与する契機」となる価値たるいわゆる自己統

(5) 小山剛著『「憲法上の権利」の作法』60 頁以下

(6) 芦部信喜『憲法学Ⅲ（増補版）』565 頁参照

治の価値があることを指摘している。

このような表現の自由と同様の重要な価値である自己実現の価値、自己統治の価値が海外渡航の自由にもあるとなると、その制約立法の明確性に、精神的自由権とりわけ表現の自由と同程度の高度なものが要求されることは明らかである。

- (2) 以上に加えて、前述した通り、海外渡航の自由は、人身の自由及び精神的自由としての側面だけでなく、自然権でもあるといえ、憲法の基本理念といえる個人の尊厳（憲法 13 条前段）と直結し得るものでもある。このような憲法の基本理念と直結し得ることを考慮すると、「制約が必要最小限になるよう違憲審査の適用ルールを構築する必要がある」⁽⁷⁾。

このような海外渡航の自由の自然権的性質をも加味すると、その制約立法の明確性は高度のものが要求されることはより明白である。

- (3) このような高度の明確性が要求されるにもかかわらず、旅券法 13 条 1 項 7 号は、「日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれ」などという政治的判断をも許容するような抽象的かつ不明確な文言となっている。これでは到底高度な明確性があるとは認められず、漠然性ゆえに無効といえる。

そして、旅券法 13 条 1 項 7 号の規定が不明確であることは、最高裁判決の公式的解説として位置づけられている最高裁判例解説でも旅券法 13 条 1 項 7 号は、「同項 1 号ないし 4 号とは異なり、文面上違憲の議論もあるような概括的で具体性に乏しい規定」と指摘されている⁽⁸⁾。

以上から、旅券法 13 条 1 項 7 号はそれ自体文面上違憲である疑いが強い。

- (4) 帆足計事件最高裁判決に基づくべきではないこと

本裁判例は、旅券法 13 条 1 項 7 号の規定が合憲であると判示した最高裁判例である 1958 年（昭和 33 年）9 月 10 日判決民集 12 卷 13 号 1969 頁（以下、「帆足計事件最高裁判決」という。）を引用し、旅券法 13 条 1 項 7 号の規定が合憲であることは判例上確立していることを前

(7) 前掲・日笠判例百選 237 頁

(8) 昭和 60 年最高裁判決判例解説 7 頁以下

提として判断している。

しかしながら、帆船計事件最高裁判決は「1952年の（サンフランシスコ）平和条約発効直前という特殊な事情の下での出国について下されたもの」であること⁽⁹⁾や、「まだ占領下にあった時の外務大臣の判断であることを考慮すると、先例としての重みは限定的に受け止めるべき」⁽¹⁰⁾であること、（サンフランシスコ平和条約によって）「日本国が主権を回復し、独立した自由主義国家として歩みを始めた後は、それまでの判例を一般的な判断の基礎にすることはできない」こと⁽¹¹⁾は、多くの文献で説かれているところである。

注目すべきは、このように限定的に捉えるべきことを、最高裁調査官が作成した最高裁の公式的解説である判例解説が指摘していることである。1969年（昭和44年）最高裁判決の判例解説は、帆船計事件最高裁判決の「事案は、占領治下の日本で、しかも、総司令部は日本政府に暗に反対の意向を有していたというのであり、本件（引用者注：1969年（昭和44年）最高裁判決の事案のこと）のような平和条約後における旅給拒否処分の適否のさいに、その理論を持ち込むのは妥当ではない」と指摘している⁽¹²⁾。

そして、本裁判例も引用する1969年（昭和44年）最高裁判決、1985年（昭和60年）最高裁判決、2024年（令和6年）東京地裁判決と、判例、裁判例が次第に審査権強化の方向性を示していること、1985年（昭和60年）最高裁判決以降、帆船計事件最高裁判決を引用した最高裁判決は35年、すなわち平成時代では一度もなかったことを併せて考えると、既に判決から約70年が経過している現在において、帆船計事件最高裁判決が判例上確立しているとは極めて疑わしい。

この点を表すのが旅券法に関する最新の裁判例である前掲2024年（令

(9) 初宿正典著『憲法2 基本権（第2版）』306頁。なお、（ ）部分は筆者による。尾形健「旅券発給拒否と海外渡航の自由—帆船計事件」『判例プラクティス憲法（増補版）』213頁も同旨）

(10) 佐藤幸治『日本国憲法論（第2版）』333頁以下

(11) 大石真『憲法概論Ⅱ 基本権保障』185頁、186頁

(12) 昭和44年最高裁判決判例解説1037頁

和6年)東京地裁判決が、「合理的」かという基準だけでなく、「必要やむを得ない限度」かという基準をも加えた比較的厳格な審査基準を採用したことである。この裁判例は、上記審査権強化の方向性に沿うものであり、上記帆船計事件最高裁判決が判例上確立していることの疑念を強めるものである。

そうすると、現在においては、帆船計事件最高裁判決に基づいて旅券法13条1項7号の規定が合憲であることが判例上確立しているとはいえない。

(5) 文面上違憲についてのまとめ

以上の通り、現代においては、旅券法13条1項7号はそれ自体文面上違憲である疑いが強いといわざるを得ない規定である。そうであるにもかかわらず、本裁判例は、「旅券法13条1項7号は、海外渡航の自由に対し、公共の福祉のための合理的な制限を定めたものとみることができ、これが不明確で文面上違憲・無効であるということとはできない」と上記海外渡航の自由の性質をほとんど考慮することなく判断している。

本裁判例がこのような判断となったのは、「海外渡航の自由は思想の自由や表現の自由といった精神的自由とは異なる」と海外渡航の自由の重要性を軽視した点にある。しかし、上記の通り、1985年(昭和60年)最高裁判決伊藤裁判官補足意見やこれをさらに進めたと評価できる2024年(令和6年)東京地裁判決が指摘する通り、海外渡航の自由には自己実現の価値のみならず自己統治の価値という表現の自由と同様の重要な価値がある。このように考えると、本裁判例がいう海外渡航の自由は、「表現の自由といった精神的自由とは異なる」というのは明らかに誤りであり、海外渡航の自由を軽視した不当な判決といわざるを得ない。

5 適用違憲であること

(1) 旅券法13条1項7号の適用は限定的に解釈すべきであること

旅券法13条1項7号が文面上違憲とまではいえないとしても、海外渡航の自由が上記のように人身の自由や表現の自由と同様の自己実現の価値、自己統治の価値を有する精神的自由としての性質のみならず、自

然権的性質まで有することを考慮すると、海外渡航の自由の自然権的性質という「本質」を制約するのであれば同「自由の自然権的性質を尊重して厳格に審査する」べきである⁽¹³⁾。

また、本質的制約の場合でなくとも、精神的自由権を規制する立法の合憲性の審査にあたっては、経済的自由権よりも厳格な審査基準によって判断すべきであるとする「『二重の基準』論を背景に、精神的自由や人身の自由に関わる海外渡航の制限については厳格な審査を基本」にするべきである⁽¹⁴⁾。

前掲 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決も、前述のような海外渡航の自由に対する審査権強化の流れに沿い、本裁判例が述べるような「公共の福祉のために合理的な制限」かというような緩やかな基準は採用しなかった。すなわち 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決は、海外渡航の自由の前述のような「人身の自由」的性質や「海外における人々との交流をはじめとする様々な体験及び活動や、知識及び情報の獲得、発信等を通じ、個人が自己の人格を発展させる」という自己実現の価値とともに、「民主主義社会における意思形成に参画し、これに寄与する契機」となる自己統治の価値を有する「精神的自由の側面をも持つ」という「基本的人権としての性質」を考慮して、その「制約は、合理的で必要やむを得ない限度のものということができない限り、許されない」という比較的厳格な審査基準を採用したのである。

そして、本裁判例の原告の海外渡航の自由は、単なる旅行や移動ではなく、海外に渡航し、海外に居住する自己の家族（夫）に面会し、家族としての時間を過ごしたり、家族を国交のない「北朝鮮」から帰国させるという自己実現の価値のみならず、政治的意味をも包含するため「民主主義社会における意思形成に参画し、これに寄与する契機」たる自己統治の価値をも有するものである。そして、家族と面会することが原告の人格的自立へとつながることを考えると、精神的自由のみならず個人の尊厳と直結する自然権的性質をも有するものと考えられる。

(13) 前掲・日笠判例百選 237 頁

(14) 前掲・日笠判例百選 237 頁

上記からすると、本裁判例における旅券法 13 条 1 項 7 号の適用は、表現の自由を支える重要な価値である自己実現の価値及び自己統治の価値があるという精神的自由権の性質や自然権の性質を有する本件海外渡航の自由を制約するものであるから、厳格な審査基準が妥当することは明かである。

したがって、旅券法 13 条 1 項 7 号に定める「害悪が発生の相当の蓋然性が客観的に存する」か否かという厳格な審査基準や少なくとも 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決が判示したような「合理的で必要やむを得ない限度のもの」といえるかなどの比較的厳格な審査基準が妥当し、この意味での「蓋然性が客観的に存する」か否かや「必要やむを得ない限度」かを審査する必要がある。

そうであるにもかかわらず、本裁判例は、このような厳格な審査基準を採用せず、旅券の発給を受けようとする者の渡航自体により著しくかつ直接に日本国の利益又は公安を害するおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある場合などという緩やかな審査基準にて判断しているのである。

(2) 帆足計事件最高裁判決に基づくべきではないこと

帆足計事件最高裁判決が判例上確立しているとは極めて疑わしいことは既に述べた通りである。

また、1985 年（昭和 60 年）最高裁判決の伊藤正己裁判官補足意見は、被上告人の主張通り旅券法 13 条 1 項 7 号自体は合憲であるとするものの、その適用は「害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する必要があるか」という厳格な基準においてのみ合憲となることを指摘している。この指摘は、多数意見を補足する補足意見で述べられたものであるから同最高裁判決によって旅券法 13 条 1 項 7 号の適用は上記厳格な基準で判断すべきとされたと考えられる。このことは、同最高裁判決以降、帆足計事件最高裁判決を引用した最高裁判決は存在しないことに裏付けられている。

(3) 適用違憲についてのまとめ

このような最高裁判例の状況や上述の海外渡航の自由の重要性に基づ

いた違憲審査基準論に鑑みると、旅券法 13 条 1 項 7 号の適用にあたっては、「害悪発生の相当の蓋然性が客観的に存する」という厳格な審査基準や少なくとも 2024 年（令和 6 年）東京地裁判決が示した「必要やむを得ない限度」といえるかという比較的厳格な審査基準が妥当する。

そうであるにもかかわらず、このような厳格な審査基準を採用せず、旅券の発給を受けようとする者の渡航自体により著しくかつ直接に日本の利益又は公安を害するおそれがあると認めるに足る相当な理由がある場合などという緩やかな審査基準にて判断した原々判決及びこれを是認した本裁判例は上記海外渡航の自由の重要性を無視したものといわざるを得ない。

6 まとめ

以上の通り、旅券法 13 条 1 項 7 号は文面上違憲といわざるを得ず、また、本裁判例においては厳格な審査基準にて旅券の発給拒否処分が妥当であったかを判断すべきであった。

そうであるにもかかわらず、同号を不明確とはいえないと判断し、また緩やかな審査基準で同処分を合憲と判示した本裁判例は憲法解釈を誤った不当な判決といわざるを得ない。

以 上